



福岡医発第 289 号（地）

平成 28 年 4 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う労災保険給付の
請求に係る事務処理について

熊本県熊本地方を震源とする地震により業務上災害等の状況を踏まえ、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より、労災保険給付の請求に係る事務処理に関し通知が発出された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理することとし、また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、療養の費用の請求にあたり診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理することとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

労災担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

(保 21) F
平成 28 年 4 月 19 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正 三

熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う労災保険給付の
請求に係る事務処理について

熊本県熊本地方を震源とする地震により業務上災害等の状況を踏まえ、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より、労災保険給付の請求に係る事務処理に関し、通知が発出されておりますので、ご参考までにご連絡申し上げます。

具体的には、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理することとし、また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、療養の費用の請求にあたり診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理することとなっております。

<添付資料>

- ・熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について
(平 28. 4. 15 基補発 0415 第 1 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)

基補発0415第1号
平成28年4月15日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う労災保険給付の
請求に係る事務処理について

熊本県熊本地方を震源とする地震（以下「地震」という。）が昨日（4月14日）発生し、これに伴い被災労働者の所属事業場が倒壊等した場合、労災保険給付の請求に困難を来す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主の証明等の事務処理については、当面の緊急措置として下記により対応されたい。

記

1 労災保険給付請求に係る事業主証明及び診療担当者の証明

今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理すること。

また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理すること。

なお、この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項及び診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、当該証明を受けられない事情を付記させること。

2 業務上外等の基本的な考え方

今回の地震による業務上外の考え方については、平成7年1月30日付け「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」に基づき、業務上外及び通勤上外の判断を行って差し支えない。

したがって、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないうちに留意すること。

3 労災保険給付に関する相談等

今回の地震に基づき、労災保険給付請求に係る相談及び請求があった場合については、相談記録票等で把握し、当面の間、相談・請求があった件数を当日に集計し、別紙「相談等集計表」により翌日 12 時までに当課業務係（hoshoukas@kijun.mhlw.go.jp）まで報告すること。

4 本省協議について

本内かんによって判断することが適当でないと認められる場合にあっては、本省と協議すること。

(別紙)

相談等集計表(○月○日分)

(労働局)

○ 相談内容等(全体の相談件数)		※以下、第1～第3の合計数を記載	件
第1 共通		※以下、1～5の合計数を記載	件
1 労働者性等労災保険の保険給付の対象となる者か否か			件
2 請求書の添付書類の取扱い等請求方法について			件
3 出張中に被災した場合の取扱い			件
4 給付基礎日額の算定等について			件
5 意見、要望等			件
(例:郵便も出せないが、請求書を取りに来てもらえないか)			
第2 地震自体による災害についての相談		※以下、1、2の合計数を記載	件
1 業務災害の業務上外		※以下の①、②の合計数を記載	件
①うち通達で対応できたもの			件
②うち通達で対応できなかったもの			件
(対応できなかった場合の具体的な内容を記載)			
2 通勤災害の通勤上外		※以下の①、②の合計数を記載	件
①うち通達で対応できたもの			件
②うち通達で対応できなかったもの			件
(対応できなかった場合の具体的な内容を記載)			

第3 第2以外の地震に伴う災害の相談		※以下、1、2の合計数を記載	件
1 業務災害の業務上外		※以下の①、②の合計数を記載	件
	①業務上外		件
	②その他		件
	(その他の場合の具体的な内容を記載)		
2 通勤災害の通勤上外		※以下の①、②の合計数を記載	件
	①通常と異なる通勤経路の場合の取扱い		件
	②その他		件
	(その他の場合の具体的な内容を記載)		

○請求件数		件	○認定件数		件
	うち遺族	件		うち遺族	件
	その他(療養、休業等)	件		その他(療養、休業等)	件